

【参考】昨年度からの変更点

優れた芸術家等に国の顕彰を受ける機会を十分に確保できるよう、芸術選奨は令和5年度に下記のとおり拡充しました。

<対象部門>

美術分野における表現方法の多様化に伴ない、映像、メディアアート、その他新傾向の作家を対象に加え、美術部門を美術A・美術B部門に区分し部門を増

<贈賞件数>

原則1名以内となっていた一部部門の文部科学大臣賞及び全部門における文部科学大臣新人賞の贈賞件数を原則2名以内に増

<賞金>

大臣賞：30万円→120万円

新人賞：20万円→80万円